（株券等保有割合に加算しない有価証券）

第五条の二　法第二十七条の二十三第四項に規定する株券その他の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一　株券（前条第一項第二号に掲げる株式に係る株券のうち、同号に定める数が当該株式の数を超える部分に係るものを除く。）

［二・三　略］

四　株券預託証券（株券に係る権利を表示するものにあっては、第一号に掲げる株券に係る権利を表示するものに限る。）

五　株券信託受益証券（受託有価証券が株券であるものにあっては、第一号に掲げる株券を受託有価証券とするものに限る。）

六　共同保有者（令第十四条の七の二第一項第一号に規定する共同保有者をいう。以下同じ。）の保有する株券等（前各号に掲げるものを除く。）であって、保有者及び共同保有者の間で令第十四条の六の二各号に掲げる権利が存在するもの（共同保有者から除外される金融商品取引業者等の者）

第五条の二の二　法第二十七条の二十三第五項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　金融商品取引業者（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限り、法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。次号及び第十一条第二号において同じ。）を行う者又は投資運用業（法第二十八条第四項に規定する投資運用業のうち法第二条第八項第十二号及び第十四号に掲げる行為を行う業務に限る。次号及び第十一条第二号において同じ。）を行う者に限る。同条第一号において同じ。）、銀行、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者をいう。同号において同じ。）、保険会社、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫

二　外国の法令に準拠して外国において第一種金融商品取引業、投資運用業、銀行業、信託業又は保険事業を営む者であって前号に掲げる者以外の者

（特別の関係）

第五条の三　令第十四条の七第一項第三号に規定する内閣府令で定める関係は、次に掲げる関係とする。

一　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する子会社（組合に限る。）と同項に規定する親会社との関係

二　会社（前条各号に掲げる者（その保有する株券等について法第二十七条の二十六第一項に規定する重要提案行為等を行うことを保有の目的としない者に限る。）を除く。次号において同じ。）と当該会社の代表者等（当該会社を代表する役員及び当該会社による株券等の取得、処分又は管理に係る業務を執行する役員をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該会社に対しこれらの役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。同号において同じ。）との関係

三　会社の代表者等が他の会社の代表者等である場合における当該会社と当該他の会社との関係

（株券等保有割合に加算しない有価証券）

第五条の二　［同上］

一　株券

［二・三　同上］

四　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券、投資証券等又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するものに係る権利を表示するもの

五　有価証券信託受益証券で受託有価証券が株券、投資証券等又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの

［号を加える。］

［条を加える。］

（特別の関係）

第五条の三　令第十四条の七第一項第四号に規定する内閣府令で定める関係は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する子会社（組合に限る。）と同項に規定する親会社の関係とする。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］